

## 公立大学法人静岡文化芸術大学役員退職手当規程

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人静岡文化芸術大学（以下「法人」という。）の役員（非常勤の役員、地方公共団体その他の団体の職員の身分を有する者を除く。以下同じ。）に対する、退職手当の支給について定めることを目的とする。

(退職手当の支給)

第2条 退職手当は、役員が退職し、又は解任されたときはその者に、役員が死亡したときはその遺族に支給する。ただし、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第17条第2項第2号の規定により解任されたときは、当該役員には退職手当を支給しない。

(退職手当の額)

第3条 退職手当の額は、在職期間1年につき、退職され又は死亡した日（以下「退職の日」という。）におけるその者の本給に100分の100の割合を乗じて得た額とする。ただし、第5条及び第6条の規定により引続き在職したものとみなされた者の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職期間（以下「役職別期間」という。）1年につき、退職等の日における当該異なる役職ごとの本給に100分の100の割合を乗じて得たそれぞれの合計額とする。

2 前項の退職手当の額は、静岡県公立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果及び役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案するものとし、同項の規定による退職手当の額の100分の10の範囲内で、これを増額し、又は減額することができるものとする。

(在職期間の計算)

第4条 退職手当の算定の基礎となる在職期間及び役職別期間（以下「在職期間等」という。）に1年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。ただし、その在職期間等が6月以上1年未満の場合には、これを1年とする。

(再任等の場合の取扱い)

第5条 役員が任期満了の日またはその翌日において再び同一の役職の役員に任命されたときは、その者の退職手当の支給については、引き続き在職したものとみなす。任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に任命されたときも同様とする。

(役員と静岡県職員との間における退職手当の特例)

第6条 役員のうち理事長の要請に応じ引き続いて静岡県職員（静岡県職員の退職手当に関する条例（昭和30年静岡県条例第2号）（以下「退職手当条例」という。）第2条に規定する職員をいう。以下同じ。）となるため退職をし、かつ引き続き静岡県職員として在職した後引き続いて再び役員となった者の在職期間の計算については、先の役員としての在職期間の始期から後の役員としての在職期間の終期までの計算は、役員としての引き続いた在職期間とみなす。

- 2 前項の規定による場合において、静岡県職員として在職した期間の第3条の適用にかかる本給については、理事長が別に定める。
- 3 静岡県職員が、静岡県知事（以下「知事」という。）の要請に応じ、引き続いて役員となるため退職をし、かつ、引き続いて役員となった場合におけるその者の役員としての引き続いた在職期間には、その者の静岡県職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。
- 4 役員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて静岡県職員となった場合又は前項の規定に該当する役員が退職し、かつ引き続いて静岡県職員となった場合においては、別に定める場合を除き、この規程による退職手当は支給しない。
- 5 第3項の規定に該当する役員が退職した場合（前項の規定に該当する退職の場合を除く。）における退職手当の額については、第3条第1項の規定にかかわらず、当該退職等の日に静岡県職員に復職し静岡県職員として退職したと仮定した場合の、第3項の規定に該当する役員としての在職期間を退職手当条例第7条に規定する在職期間とみなし、同条例の規定を準用して計算した退職手当の額に相当する額とする。この場合における当該退職の日における本給については、当該役員が第3項の規定に該当する役員となるため静岡県職員を退職した日における静岡県職員としての給料月額を基礎として、当該役員としての在職期間を勘案し、理事長が別に定める。
- 6 役員のうち、役員となった日以前に静岡県職員を定年又は勸奨により退職し、退職手当条例の規定による退職手当の支給を受けている者にあつては、この規程による退職手当は支給しない。

(職員との在職期間の通算)

第7条 役員が、引き続いて職員（公立大学法人静岡文化芸術大学職員退職手当規程（以下「職員退職手当規程」という。）第2条に規定する職員をいう。以下同じ。）となったときは、規則による退職手当は支給しない。

- 2 職員が引き続いて役員となった場合におけるその者の役員としての引き続いた在職期間には、その者の引き続いた職員としての在職期間を含むものとする。

(職員の在職期間を有する役員の退職手当の額の特例)

第8条 前条第2項の役員が退職した場合の退職手当の額は第3条第1項の規定にかかわらず役員退職時の本給に、役員として引き続いた在職期間を職員退職手当規程第11条に規定する在職期間とみなし、同規程の規定により算出した支給率を乗じて得た額とする。

(遺族の範囲および順位等)

第9条 第2条に規定する遺族の範囲及びこれらの者が退職手当を受ける順位等については、職員退職手当規程第17条及び第18条の規定を準用する。

(退職手当の支給制限及び返納等)

第10条 役員退職手当の支給制限及び返納等の取扱いについては、職員退職手当規程第19条から第24条の規定を準用する。

(端数の処理)

第11条 この規程の定めるところにより算出した退職手当の額に1円未満の端数があるときは、切り捨てる。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、役員退職手当に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(規則の改廃)

第13条 この規程の改廃は、役員会の議決を経て行う。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年12月1日から施行する。